

東近江市能登川アリーナ及び東近江市能登川グラウンド指定管理者 募集要項

東近江市能登川アリーナ及び東近江市能登川グラウンド（以下「東近江市能登川アリーナ等」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定及び東近江市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年東近江市条例第258号）に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集する。

1 指定管理者を指定しようとする公の施設の概要

(1) 東近江市能登川アリーナ

名称 東近江市能登川アリーナ

所在地 東近江市山路町2225番地

(2) 東近江市能登川グラウンド

名称 東近江市能登川グラウンド

所在地 東近江市山路町600番地

(3) 施設概要等 別紙仕様書のとおり

2 指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲等

別紙仕様書のとおり

3 指定管理者の指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

4 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は、原則として、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で支払うものとする。詳細は、指定後に締結する協定書で定める。

指定管理料には、人件費、事務費、光熱水費、修繕費（軽微な修繕）、負担金その他の管理に係る経費全てを含むものとし、事故、自然災害等の特別な場合を除き原則として増額しないので、収支計算書立案に当たっては注意すること。

上限金額（年間）消費税及び地方消費税を含む。

金25,000千円

※上記の金額は、過去4年間の実績額に賃金上昇及び物価高騰を踏まえた今後の必要経費分を加算して算出した。

指定期間における上限金額を超える提案は認めないものとする。また指定管理料は、提出のあった収支計算書に基づいて決定する。

なお、光熱水費のうち、電力会社については、市の指定する電力会社と契約すること。

また、施設の修繕は、年間総額で30万円以下は指定管理料の中から負担すること。その他の修繕については、市と協議の上、決定する。

収支計算書立案に当たり、過去4年間の実績値は次のとおりである。

(1) 利用料金収入、事業収入及びその他の収入

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料収入	16,000千円	16,809千円	15,800千円	15,700千円
利用料金収入	7,111千円	9,800千円	9,746千円	9,923千円
自主事業収入	10,566千円	10,803千円	12,791千円	12,387千円
その他収入	2,015千円	5,372千円	3,100千円	4,624千円

(2) 支出に係る主な内訳

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	14,808千円	17,867千円	17,887千円	18,037千円
光熱水費	4,383千円	5,341千円	6,988千円	7,705千円
委託料	1,044千円	800千円	869千円	930千円
事業費	10,421千円	10,370千円	12,362千円	11,841千円
その他管理費	4,326千円	4,595千円	4,270千円	4,387千円

(3) 特記事項

令和3年度から令和6年度にかけて、次のとおり臨時に休館した。

施設名	休館期間	休館理由
全施設	令和3年度※	新型コロナウイルス

※緊急事態宣言の発出期間を中心に、一部施設の休館、団体利用の中止、開館時間の短縮等を実施した。

5 利用料金に関する事項

この施設は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用し、指定期間における当該施設の利用料金については、指定管理者の収入とする。利用料金の額については、東近江市スポーツ施設条例（平成17年東近江市条例第123号）で定める額の範囲内において、市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

6 自主事業の提案

指定管理者は、当該施設の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用により、独自に企画及び計画した自主事

業を提案し、市の承認を得てこれを実施することができる。

7 ネーミングライツパートナーに関する事項

指定管理者の応募者は、施設の維持管理財源確保のため市が募集するネーミングライツパートナーに応募、又は他の企業等を探して提案することができる。募集に関する条件は別に定める。

8 指定管理者となるべき団体の資格等

(1) 応募者の資格

応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の団体が共同で行う事業体とし、個人での応募は受け付けない。

なお、複数の団体が共同で応募する場合は、共同事業体の構成員表（様式6）に代表する法人等を定めること。

(2) 応募者の条件

応募者は、法人等であって、当該法人等又はその代表者若しくは役員等が次の条件を全て満たすものに限る。

ア 行為能力を有すること。

イ 破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等（指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。）の参加を制限されていないこと。

エ 入札参加停止及び指名停止措置を受けていないこと。

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた法人等にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を行っていないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、かつその暴力団の利益となる活動を行っていないこと。

ク 国税、県税、市税等を滞納していないこと。

ケ 本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者でないこと又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合する者でないこと。

(3) 複数応募の禁止

単独で応募した法人等は、当該施設において共同事業体の応募の構成員となることはできないこととする。また、複数の共同事業体において同時に構

成員となることもできないこととする。

(4) 共同事業体の構成員の変更

共同事業体で応募の場合、代表する法人等及び共同事業体を構成する法人等の変更は、原則として認めない。ただし、申請期間中については、共同事業体で構成する法人等に関し、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合は、変更を認めることがある。この場合には、必要に応じ、応募書類の再提出を求める。

(5) 応募者の能力

応募者は、東近江市能登川アリーナ等の管理運営を行う上で、人的及び物的管理能力があり、かつ、施策に精通し、理解ある法人等であること。

9 申請の受付期間

公告の日から令和7年9月30日（火）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に東近江市文化スポーツ部スポーツ課に必着のこと。

10 提出書類

- (1) 指定管理者申請書（様式1）
- (2) 申請者の概要（様式2）
- (3) 申請資格を有することを証する書類（申立書）（様式3）
- (4) 事業計画書（様式4）
- (5) 収支計算書（様式5）
- (6) 共同事業体の場合においては、共同事業体の構成員表（様式6）
- (7) 定款、規約その他これらに類する書類
- (8) 国税、県税、市税等を滞納していないことの証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

なお、共同事業体の応募の場合、(2)、(3)、(7)及び(8)の書類は、共同事業体を構成する全団体分とし、(6)も提出すること。また、(1)から(8)までの書類は、正本1部及び写し8部を提出すること。

11 質問書受付

この要項に関する質疑については、次のとおりとする。

(1) 質疑の資格者

本要項中「8 指定管理者となるべき団体の資格等」を満たす者とする。

(2) 質疑の方法

質疑の方法	提出期限及び提出先
-------	-----------

質疑の要旨を簡単にまとめ、文書又は電子メールで提出すること（様式任意）。	提出期限 令和7年9月9日（火）午後5時 提出先 東近江市八日市緑町10番5号 東近江市文化スポーツ部スポーツ課 sports@city.higashiomi.lg.jp
--------------------------------------	--

12 応募者説明会

- (1) 日時 令和7年9月19日（金）午前9時30分から午後4時30分まで
- (2) 場所 東近江市役所 東D会議室（東庁舎）
- (3) 内容 募集要項の説明、概要説明及び前記質問書の回答

各種条件の細部、必要書類等応募に係る詳しい説明を行うので、参加する場合は、9月11日（木）までに東近江市文化スポーツ部スポーツ課に連絡すること。参加時間を調整し、後日連絡する。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) その他審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

14 選定方法

評価基準を設定し、選定委員会における書類審査及びヒアリングを実施し、指定管理者候補者として選定し、令和7年12月に開会予定の市議会の議決をもって決定する。議決後、市長と指定管理者との間で協定を締結する。また、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合等は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者候補者を選定するときがある。

なお、審査の段階で適当と認められる団体がない場合は、該当なしとするときがある。また、選定委員会の委員の中に申請しようとする法人等の役員等がいる場合は、公平を期すため、当該法人等は、指定管理者候補者の申請をすることができない。

15 選定スケジュール（予定）

令和7年8月下旬 募集要項及び申請書類様式の配布、募集要項の質問及び説明会並びに申請の受付開始、図面閲覧開始（図面閲覧は

9月9日まで)

9月9日 質問受付終了

9月11日 説明会受付終了

9月19日 説明会及び質問回答

9月30日 申請受付終了

10月上旬 書類選考、ヒアリング及び選定委員会

10月下旬 指定管理者の候補者の選定及び通知

12月下旬 市議会による議決

令和8年1月下旬 基本協定書の締結

16 選定結果の通知

後日、申請者全員に文書で通知する。

17 その他

(1) 申請に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出書類は、返却しない。

(3) 選定委員会の選定結果について異議の申立ては、受け付けない。

18 問合せ先

〒527 - 8527

東近江市八日市緑町10番5号

東近江市文化スポーツ部スポーツ課 担当：大國

I P 050-5801-5674

電 話 0748-24-5674

F A X 0748-24-5571

メール sports@city.higashiomi.lg.jp